

芦屋市総合公園ドッグラン利用規約

このドッグランは、人と犬の豊かな共生社会の実現のため、総合公園指定管理者が管理者として、管理・運営を行っております。

当施設を利用される方は、施設の運営方針を十分に理解し、「当該利用規約」と「芦屋市総合公園ドッグランサポーターズクラブ規約」を同意した上で、利用登録及びサポーターズクラブへの入会を行う必要があります。多くの方が安心して快適かつ安全に利用できるように、当該利用規約を守ってドッグラン内外でのマナー向上に努め、仲良く譲り合ってください。

なお、利用状況によって、利用規約の変更を行う可能性があります。

1 利用案内

(1) 利用時間

- ・5月～8月：午前9時から午後7時まで
9月～4月：午前9時から午後5時まで
- ・利用登録された飼い犬のみ上記時間内で利用できますが、1回の利用は目安として30分程度とし、より多くの方に利用いただけるよう譲り合ってください。

(2) 利用できない日

- ・総合公園休園日（12月28日から1月4日）、大雨、強風時の荒天時、災害発生時など、管理者が危険と認めたととき、イベント開催時など管理者が必要と認めたとときは利用を休止します。
- ・緊急工事など、広場の維持管理・運営上やむを得ない場合、予告なしに利用を休止することがあります。

(3) 1人が1回に連れて入れる犬の頭数

- ・犬の入場頭数は1人1頭です。
(それ以上はコントロールできないと判断するため)

(4) 年齢制限

- ・未就学児は入場禁止です。
(ドッグランは犬の運動場であり、大人でも事故の可能性がある場所のため)
- ・小学生、中学生の利用は必ず満18歳以上の保護者の同伴が必要です。
(トラブル発生時に本人が対処できないため)

(5) エリアの利用サイズと利用日

エリアサイズ	利用日	基準説明
小型犬	奇数日	体重8kg未満
中・大型犬	偶数日	体重8kg以上

※犬の健康状態にも関わりますので各自こまめに体重測定をお願いします。

(6) 利用方法

- ・利用するには、事前に総合公園管理事務所で利用登録が必要です。
(下記「2 利用登録」のとおり)
- ・施設利用の時は、必ず出入口にある受付簿に入場時間と会員番号を記載してください。
- ・出入口の門扉は施錠されていますので、登録者に事前にお知らせする暗証番号で開錠してください。
- ・場内では、登録証を携帯し、見える位置に身につけてご利用ください。

2 利用登録

ドッグランを利用するには、利用登録が必要で、継続する場合は毎年更新する必要があります。

(1) 登録方法

下記「(3) 登録時に必要なもの」を準備し、総合公園管理事務所で登録してください。

受付時間は午前9時から午後6時までです。登録完了した方に、登録証を発行します。

(2) 登録条件

- ・飼い主が満18歳以上であること
- ・畜犬登録済で、当該年度に狂犬病の予防接種を受けていること
- ・登録日の前の1年以内に予防接種（3種以上のワクチン）を受けていること
- ・下記「3 利用できない犬」に該当しないこと
- ・当該利用規約へ制約すること

(3) 登録時に必要なもの

- ア 「芦屋市総合公園ドッグラン利用登録申請書兼サポーターズクラブ入会申込書」
- イ 飼い犬の写真（縦3.5cm×横3cm） ※2枚必要
- ウ 登録料（1頭につき税込1,100円/年）
- エ 犬鑑札（畜犬登録時に交付されるものです）
- オ 狂犬病予防注射済票（各年度ごとに交付されるものです）
- カ 予防接種（3種以上のワクチン）を受けていることが確認できるもの
- キ 飼い主の本人確認ができるもの

(4) 利用登録料

新規登録時及び更新時：税込1,100円（登録証発行代等の費用として）

※登録証を紛失した場合は、再発行しますが改めて登録料が必要です。

(5) 利用登録の有効期限

利用登録証発行日から翌年度の6月30日までです。継続して利用される場合は、当該年度の狂犬病予防注射済票が発行されてから有効期限までの間に再登録をしてください。

再登録には前年度の登録証が必要です。

例) 令和8年度の狂犬病予防注射済票発行後、令和9年2月に登録の場合

⇒有効期限は令和9年6月30日まで

令和9年度の狂犬病予防注射済票発行後、令和9年5月に登録の場合

⇒有効期限は令和10年6月30日まで

(6) 利用登録は1頭ごとに1登録が必要です。利用登録証は同居のご家族内で利用が可能です。別居のご家族も含め、他人への貸与は認められません。

(7) ドッグラン出入口門扉の暗証番号については、登録申請者へお知らせします。暗証番号は定期的に変更します。第三者へ暗証番号を教える行為は一切禁止します。

3 利用できない犬

(1) 利用登録をしていない犬

(2) 生後4か月未満の犬

(3) 噛む可能性があり飼い主が制御できない犬、噛み癖のある犬、闘犬の訓練を受けた犬など、他の犬や人に危害を加える恐れのある犬（口輪をつけた場合を除く）

(4) しつこく他の犬を追い回すなど、飼い主の指示を聞けない・飼い主が制御できない犬

(5) 発情期（ヒート）のメス犬

(6) 病気（皮膚病等、感染症罹患、消化管内寄生虫等感染）の犬や、ノミ、ダニ、シラミ、疥癬などの外部寄生虫がいる犬

(7) その他管理者が不適切と判断した場合